

最高裁秘書第2972号

令和4年10月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

苦情の申出に係る諮詢について（通知）

9月2日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所の級別定数表の職名として出てくる調査員、技術員及び専門職の職務内容が分かる文書（最新版）
- (2) 下級裁判所の級別定数表の職名として出てくる技術員、専門職及び法廷警備員の職務内容が分かる文書（最新版）

担当課 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第3079号

令和4年10月24日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

質問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、質問を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所の級別定数表の職名として出てくる調査員、技術員及び専門職の職務内容が分かる文書（最新版）
- (2) 下級裁判所の級別定数表の職名として出てくる技術員、専門職及び法廷警備員の職務内容が分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和4年9月16日

3 質問番号等

- (1) 質問番号

令和4年度（最情）質問第16号

- (2) 質問日

令和4年10月17日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年10月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 眞哉

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

- (1) 最高裁判所の級別定数表の職名として出てくる調査員、技術員及び専門職の職務内容が分かる文書（最新版）
- (2) 下級裁判所の級別定数表の職名として出てくる技術員、専門職及び法廷警備員の職務内容が分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、9月2日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 最高裁判所において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- (2) 級別定数表とは、各年度の一般会計予算参考書のうち予算定員及び俸給額表（以下「予算定員表」という場合はこの表を指す。）を基礎資料として、最高裁判所が予算の範囲内で職務の級の定数を設定するために毎年度作成している文書であり、裁判所職員定員法で定められている裁判所職員の定員（法律定員）

を予算面から裏付けている予算定員の範囲内で、組織ごとに、俸給表別、職名別及び職務の級別に内訳の数が定められたものである。

苦情申出人は、「級別定数表の職名として出てくる調査員」等の職務内容が分かる文書の開示を求めているところ、級別定数表の職名は、予算定員表の職名と一致させることができることで予算管理に資するため、特定の個別具体的な官職の名称ではなく、複数の官職を総称するための代表的な官職又は包括的な官職の名称としているところである。このような事情から、最高裁判所においては、級別定数表上の職名の整理に基づいて職務内容を定めるのではなく、特定の個別具体的な官職の設置の定めと関連付けて各官職の職務内容を定めているため、「級別定数表の職名として出てくる調査員」等の職務内容が分かる文書は作成又は取得していない。

(3) よって、原判断は相当である。